



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
9 月 29 日
第 755 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則（DX推進課）	1
※滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（子ども家庭支援課）	2
※栄養士法施行細則の一部を改正する規則（健康しが推進課）	7
○ 告 示	
公金事務の委託（生物多様性保全課）	7
鳥獣捕獲等事業の変更の認定（生物多様性保全課）	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出（障害福祉課）	8
道路区域の変更（道路保全課）	8
道路の供用開始（道路保全課）	9
車両制限令第3条第1項第2号イに規定する道路の指定（道路保全課）	9
車両制限令に基づく道路および通行方法の指定（道路保全課）	9
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	10
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	10
○ 公 安 委 員 会 告 示	
道路交通法第44条第2項第2号の規定による乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関する合意（交通規制課）	11
○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示	
遊漁者によるピワマス引縄釣等の承認制に関する委員会指示	12
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正	13

規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第58号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第8項第2号中「長浜市」を「米原市」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第59号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成16年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

- ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- イ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第5条第3項中「当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて」を「当該情報を」に改める。

第7条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録に係る記録媒体」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により行うものとする。

第8条第2項中「（当該電子署名に係る電子証明書が併せて記録されるものに限る。）」を削る。

別表第1建築基準法（昭和25年法律第201号）の項中「第12条第1項」を「第6条第1項、第7条第1項（第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の3（第87条の4または第88条第1項において準用する場合を含む。）ならびに第12条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

滋賀県建築基準法等施行細則（平成6年滋賀県規則第43号）	第27条第1項および第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第28条ならびに第29条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）
------------------------------	---

別表第1養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の項の次に次のように加える。

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハおよび第63条第3項第5号イ
滋賀県租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年滋賀県規則第6号）	第6条から第8条まで

別表第1都市計画法（昭和43年法律第100号）の項中「および第2項」の右に「、第34条第13号」を、「第35条の2第1項」の右に「および第3項」を、「第36条第1項」の右に「、第37条第1号」を加え、同表滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の項の次に次のように加える。

滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）	第28条第1項
--------------------------	---------

別表第1滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第7号）の項の次に次のように加える。

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）	第5条の5第2項、第7条の2第5項（第15条第2項において準用する場合を含む。）、第8条第2項、第10条第2項、第16条第2項、第17条第1項および第39条第2項
-----------------------------	---

別表第1滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）の項中「第15条の2第2項」を「第12条第5項および第7項（同条第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第15条の2第2項」に改める。

付 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第60号

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県児童福祉法施行細則（昭和61年滋賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第21条の16の次に次の3条を加える。

（登録一時保護委託者の登録の申請）

第21条の17 法第34条の22第1項に規定する申請書は、登録一時保護委託者登録申請書（別記様式第15号の20）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第34条の22第2項の基準に適合していることを証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

（登録一時保護委託者の変更の届出）

第21条の18 法第34条の23の規定による届出は、登録一時保護委託者変更届出書（別記様式第15号の21）により行わなければならない。

（登録一時保護委託者の登録の消除の申出）

第21条の19 施行規則第36条の51の規定による申出は、登録一時保護委託者登録消除申出書（別記様式第15号の22）により行わなければならない。

別記様式第15号の19の次に次の3様式を加える。

様式第15号の20（第21条の17関係）

登録一時保護委託者登録申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称および代表者の氏名)

登録一時保護委託者の登録を受けたいので、児童福祉法第34条の22第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 職員の定数および職務の内容
- 2 主な職員の氏名および経歴
- 3 一時保護を行う施設の名称および所在地
- 4 定款その他の基本約款（申請者が個人である場合を除く。）
別添のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 児童福祉法第34条の22第2項の基準に適合していることを証する書類
 - (2) その他知事が必要と認める書類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第15号の21（第21条の18関係）

登録一時保護委託者変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

登録一時保護委託者の登録事項に変更が生じたので、児童福祉法第34条の23の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 が 生 じ た 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変 更 が 生 じ た 日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第15号の22（第21条の19関係）

登録一時保護委託者登録消除申出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

登録一時保護委託者の登録を消除してほしいので、下記のとおり申し出ます。

記

申 出 の 理 由	
-----------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

付 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第 61 号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和 31 年滋賀県規則第 72 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中 「

本籍地都道府県名 (国 籍)

」 を 「

本籍地都道府県名 (国 籍 等)

」 に改め、同様式注 2 中「には国籍」を「には国籍等（その国籍の属する国または出入国管理及び難民認定法第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。）」に改める。

別記様式第 2 号中 「

本籍地都道府県名 (国 籍)

」 を 「

本籍地都道府県名 (国 籍 等)

」 に改め、同様式注 2 中「には国籍」を「には国籍等（その国籍の属する国または出入国管理及び難民認定法第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。）」に改める。

別記様式第 4 号中 「

本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)

」 を 「

本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍 等)

」 に改め、同様式注 2 中「には国籍」を「には国籍等（その国籍の属する国または出入国管理及び難民認定法第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。）」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第 1 号、別記様式第 2 号および別記様式第 4 号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告

示

滋賀県告示第 398 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、ヨシ群落保全活動奨励金の支出事務を次のとおり委託した。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 公益財団法人淡海環境保全財団 理事長 高木浩文
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 草津市矢橋町字帛帆 2108
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 ヨシ群落保全活動奨励金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和 6 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和 8 年 7 月 23 日

滋賀県告示第 399 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第 2 項において準用する法第 18 条の 5 第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称および住所ならびに代表者の氏名 特定非営利活動法人 H・W・E

栗東市小野794－1 森秀樹

- 2 変更の内容 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（夜間銃猟の追加）
- 3 変更の認定をした年月日 令和 8 年 9 月 17 日
- 4 その他 変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の 5 第 1 項第 2 号に掲げる基準に適合するものである。

滋賀県告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
アイン薬局木之本店	長浜市木之本町黒田1086－ 5	薬局	令和 8 . 7 . 31
ツクイ 大津訪問看護ステーション	大津市中央三丁目 1 番 8 号大津第一生命ビルディング 1 階	訪問看護	令和 8 . 8 . 31
ふれあい薬局・彦根駅前	彦根市駅東町15番 1 近江鉄道ビル	薬局	令和 8 . 8 . 31
ふれあい薬局・大戊亥	長浜市大戊亥町738－ 7	薬局	令和 8 . 8 . 31
ふれあい薬局・とらひめ	長浜市大井町186－ 2	薬局	令和 8 . 8 . 31
ふれあい長浜調剤薬局	長浜市神前町 9 － 35	薬局	令和 8 . 8 . 31
コスモス調剤薬局八幡中山店	長浜市八幡中山町305－ 4	薬局	令和 8 . 8 . 31

滋賀県告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
アイン薬局木之本店	長浜市木之本町黒田1086－ 5	薬局	令和 8 . 7 . 31
ふれあい薬局・彦根駅前	彦根市駅東町15番 1 近江鉄道ビル	薬局	令和 8 . 8 . 31
ふれあい薬局・大戊亥	長浜市大戊亥町738－ 7	薬局	令和 8 . 8 . 31
ふれあい薬局・とらひめ	長浜市大井町186－ 2	薬局	令和 8 . 8 . 31
ふれあい長浜調剤薬局	長浜市神前町 9 － 35	薬局	令和 8 . 8 . 31
コスモス調剤薬局八幡中山店	長浜市八幡中山町305－ 4	薬局	令和 8 . 8 . 31

滋賀県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 29 日から令和 8 年 10 月 13 日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考

県道	湖東愛知川線	愛知郡愛荘町市字西中巷981番地先から	変更後	最小 9.0m } 最大 14.9m	206.9m	道路改良工事 (歩道整備) に伴う道路区域の変更
		愛知郡愛荘町市字村ノ内929番地先まで	変更前	最小 5.4m } 最大 9.4m	206.9m	

滋賀県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和8年9月29日から令和8年10月13日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年9月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
湖東愛知川線	愛知郡愛荘町市字西中巷981番地先から 愛知郡愛荘町市字村ノ内929番地先まで	令和8.10.1	L=206.9m

滋賀県告示第404号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が25トン以下で車両の長さおよび軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を、次のとおり指定する。
令和8年9月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 指定する道路の路線名および区間

路 線 名	区 間
県道米原栗東線	米原市岩脇字西浦79番1地先から 彦根市下矢倉町字上川原94番1地先まで

2 指定年月日 令和8年10月1日

滋賀県告示第405号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
令和8年9月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 指定する道路の路線名および区間

路 線 名	区 間
県道米原栗東線	米原市岩脇字西浦79番1地先から 彦根市下矢倉町字上川原94番1地先まで

2 指定年月日 令和8年10月1日

- 3 通行方法 1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。

- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上または横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 におの浜ショッピングプラザ 大津市におの浜 3－1－14
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 綾羽株式会社 大阪府大阪市中央区南本町 3－6－14 代表取締役社長 河本英典
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 イオンディライト株式会社 大阪府大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号 代表取締役社長 中山一平ほか 2 者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 綾羽株式会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地四条烏丸ビル 7 階 代表取締役社長 河本紗代子
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地 1 代表取締役社長 佐道政昭 株式会社パリミキ 東京都港区港南一丁目 6 番 31 号 代表取締役社長 恒吉裕司
- 3 変更年月日 アについては令和 5 年 3 月 1 日ほか、イについては平成22年 9 月 1 日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者および住所の変更があったため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の退店、運営会社の変更および代表者の変更があったため
- 5 届出年月日 令和 8 年 8 月 31 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3－1
- (2) 縦覧期間 令和 8 年 9 月 29 日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和 9 年 1 月 29 日
- (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県公安委員会委員長 上 田 健 一 郎

滋賀県公安委員会規則第20号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則（昭和53年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

国道 8 号	長浜市西浅井町沓掛字本茶屋1217番地先から栗東市手原字高畑309番地21地先まで
--------	---

を

国道 8 号	長浜市西浅井町沓掛字本茶屋1217番地先から栗東市手原字高畑309番地21地先まで
国道 8 号	彦根市下矢倉町字上川原94番 1 地先から彦根市佐和山町字通り道150番 1 地先まで

に、

「西円寺字丸山534番 1」を「顔戸字塚町1317番 2」に改め、国道 8 号米原バイパスの項を削り、

県道近江八幡大津線（県道559号線）	近江八幡市南津田2945番 2 地先から大津市瀬田一丁目字大前2250番 2 地先まで
--------------------	---

を

県道近江八幡大津線（県道559号線）	近江八幡市南津田2945番 2 地先から大津市瀬田一丁目字大前2250番 2 地先まで
県道米原栗東線（県道560号線）	米原市岩脇字西浦79番 1 地先から彦根市下矢倉町字上川原94番 1 地先まで

に

改める。

付 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第106号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第 2 項第 2 号の規定により、草津市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県公安委員会委員長 上 田 健 一 郎

1 合意した者

- (1) 草津市長
- (2) 滋賀県公安委員会
- (3) 近畿運輸局長
- (4) 近江鉄道株式会社
- (5) 帝産湖南交通株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
ポイントパケーション前	南進	草津市北山田町2346番 2 地先
	北進	草津市北山田町560番地先
南山田	南進	草津市南山田町826番 1 地先
	北進	草津市南山田町826番 1 地先
図書館前	南進	草津市草津町1550番 2 地先
山田まちづくりセンター	北進・南進	草津市北山田町70番 3 地先

3 停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲 近江タクシー株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第 3 条の 3 第 2 号に規定する路線不定期運行に限る。）の用に供する自動車であって、まめタクと称するものに限る。

4 道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項 当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。

5 利用期間 令和 8 年10月 1 日から当面の間

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)について次のとおり指示する。

令和8年9月29日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和8年12月1日から令和9年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)(以下「引縄釣等」という。)を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた場合、承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合または滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した標旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
- (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別に定める方法により申請しなければならない。
 - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者(以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。)
 - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者(以下「遊漁船業者」という。)
- (3) 承認の取得義務
 - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は1人当たり1件とする。
 - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
- (4) 承認期間
 - ア プレジャーボート使用者においては令和8年12月1日から令和9年6月30日までとする。
 - イ 遊漁船業者においては令和8年12月1日から令和9年9月30日までとする。ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年5月の資源量水準が100トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。
- (5) 承認数
 - ア プレジャーボート使用者の承認数は1,171人以内とする。
 - イ 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
- (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
- (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
 - ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認1件当たり2本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、乗客1人当たり2本以内とし、これに1隻当たり2本を加えた本数以内とする。
 - イ 釣針の数は、竿1本につき1個(シングルフック)とする。
- (8) 保持(キープ)および持ち帰ることができるビワマスの数
 - ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認1件につき1日当たり5尾までとする。
 - イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶において保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客1人につき1日当たり5尾までとする。なお、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
- (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
- (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
 - ア インターネット(ビワマス採捕報告専用ページ)による報告
 - イ 採捕状況報告書(別に定める様式)の提出による報告
- (11) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から1キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。

- 2 指示の期間 令和 8 年12月 1 日から令和 9 年11月30日まで
- 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消しおよび次回以降の承認をしない措置をとることがある。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第12号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 29 日

滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

第12条の 4 第 1 項中「令和 6 年能登半島地震」の右に「または令和 8 年熊本地震」を加え、同条第 2 項中「840円」を「1,440円」に、「1,680円」を「2,880円」に改める。

付 則

- 1 この規程は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の第12条の 4 第 2 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日
 - (2) 改正後の第12条の 4 第 1 項の規定 令和 8 年 7 月 28 日

